

◆ 5. 2 番議員 小出 義一 (志民ネット) 【一問一答】

【主題 1】畜産の臭気対策について

【要旨 1】臭気対策を進めるうえでの課題について

＜答弁内容＞

小出義一議員のご質問の主題 1「畜産の臭気対策について」の要旨 1「臭気対策を進めるうえでの課題について」のご質問の 1 点目「大同大学との共同研究の目的と成果」について、お答えいたします。

本市では、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間、大同大学と畜産臭気に関する共同研究を実施いたしました。

当時、本市の長年の課題である畜産臭気問題に対して、畜産ふん尿の臭いを抑える細菌や、臭いが出にくいエサの使用などによる対策を行ってきましたが、抜本的な解決には至ってありませんでした。

そこで、住宅地へ到達する畜産臭気の低減と悪臭を監視する方法の構築を目的として、生活空間の臭気対策を専門で研究していた大同大学と、畜産施設から発生する悪臭物質の究明や臭気の低減が期待できる消臭剤の効用、簡易な臭気測定手法などに関して、共同研究を実施することといたしました。

共同研究の成果としましては、ふん尿を乾燥施設に投入する際に、水分をどこまで減らせば悪臭の発生が抑えられるかが確認できたことや、畜産臭気の強さを数値化できる簡易臭気測定器を開発したことで、現地でおおよその臭気の強さが測定できるようになり、臭気監視業務の効率化が図れたことです。

また、畜産農家に対して研究結果に関する報告会を実施するとともに、強い臭気が発生している施設に対して、研究の成果物である「畜産臭気低減マニュアル」を活用して指導・助言を行うなど、フィードバックも行っております。

次に、ご質問の 2 点目「臭気を抑えるうえでの課題」についてお答えいたします。

大同大学との共同研究では、畜産臭気を低減するためには、ふん尿の乾燥施設への投入時の水分の割合を一定以下に抑えることが重要であることが分かりましたが、実際の畜産の現場においては、施設面での制約などにより、臭気低減につながるまでふん尿の水分の割合を下げるのが難しい施設もあります。また、臭気は個人による感じ方に差があるため、法令の基準を満たす数値まで臭気を低減しても、においを不快と感じる住民をゼロにすることが難しいことなどが課題であると考えております。

**【主題 1】畜産の臭気対策について**

**【要旨 2】畜産糞尿の再利用について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨 2「畜産糞尿の再利用について」のご質問の 1 点目、「糞尿の発生量と堆肥化等再利用できている割合」についてお答えいたします。

畜産糞尿量については、定期的な調査を行っていないため把握はしておりませんが、平成 28 年度に策定した半田市バイオマス産業都市構想において調査した当時の畜産糞尿量は、約 19 万 8 千トンであります。また、堆肥化等再利用率については、現在、各事業者とも、バイオマス発電施設に搬入しているものを含め、すべてを再利用していると伺っており、100%と認識しております。

次にご質問の 2 点目、「堆肥化等再利用を進めるうえでの課題」についてお答えします。

堆肥の需要は耕作が始まる春先、秋口に高まり、それ以外の時期には落ち込みます。これに対し、畜産糞尿は年間を通じて一定量、排出されることから、堆肥の販売、流通、在庫管理などの調整が課題であります。堆肥の更なる販売促進を図るためには、より良質な堆肥をつくるとともに、流通エリアの拡大を図っていく必要があります。これらにより、畜産施設での堆肥保管期間を短縮することでできれば、新たな堆肥化を進めることもでき、臭気対策にもつながるものと考えております。

**【主題1】畜産の臭気対策について**

**【要旨3】今後の臭気対策について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨3「今後の臭気対策について」のご質問の1点目、「行政の臭気対策を行う責任」についてお答えいたします。

本市は畜産施設と市街地が近接する都市近郊型農業を形成しており、畜産臭気対策は避けては通れない取り組むべき課題であります。これまでも、畜産事業者が行う市外への堆肥運搬費、消臭用コーヒー敷料や光合成細菌などの消臭資機材購入費等に補助金を交付し、畜産事業者とともに臭気対策に取り組んでまいりました。畜産は本市の経済を支える重要な地場産業であります。しかしながら、半田市をより一層住みよいまちにしていくためには、畜産臭気の軽減を図らなければなりません。行政としても臭気対策は良好な生活環境の確保と畜産振興の両面から必要な事業と捉えており、今後も取り組んでまいります。

次にご質問の2点目「今後のさらなる臭気対策」についてお答えします。

臭気対策には様々な手法があり、処理方法や消臭資機材等の研究も進んでおります。今後も畜産事業者と協力し、費用対効果も鑑み、軽減につながる対策を実施してまいります。なお、今年度は静岡県湖西市の取組を参考に、畜舎にシートなどの遮閉壁を設置する実証実験を実施いたします。この効果が確認されれば、新たな補助メニューとして取り入れてまいります。

次にご質問の3点目「臭気軽減計画や専門機関との連携」についてお答えします。

本市では臭気軽減計画といった臭気に特化した計画はありませんが、総合計画や産業・観光振興計画、環境基本計画の中で臭気対策について定めており、推進しております。効果のある対策を行うためには、専門機関との連携や同じ問題を抱える他市町の情報収集などが重要であります。現在、臭気対策に関する専門知識を有し、研究を行っている愛知県農業総合試験場や

令和5年第4回半田市議会定例会  
＜一般質問答弁要旨＞

知多農林水産事務所と連携、協力に向けた相談を行っております。今後も関係機関との連携を密にし、先進事例や効果の期待できる新たな取組などの情報収集に努め、本市の臭気が少しでも軽減できるよう対策に取り組んでまいります。

以上で、小出義一議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

◆6. 12番議員 坂井美穂（公明党）【一問一答】

【主題1】印刷物のアクセシビリティの向上について

【要旨1】半田市から市民にお届けする印刷物の現状について

＜答弁内容＞

坂井美穂議員のご質問、主題1「印刷物のアクセシビリティの向上について」の要旨1、「半田市から市民にお届けする印刷物の現状について」のご質問、「そのままの状態では印刷物の情報を受け取ることができないといった市民からの申し出はありますか。またその内容と対策」についてお答えします。

市民からの申し出については、地域福祉課において、視覚障がいのある方から「自宅に届いた郵便物の種類がわからない」と申し出がありました。本件については、ご本人の申請手続きにより、可能な範囲の郵便物に、「郵便物の内容」、「担当課」、「電話番号」の点字シールを付けるようにしました。

また、税務課においても、視覚障がいのある方から「固定資産税の納税通知書の内容が分からない」と申し出があり、自宅のパソコンで音声読み上げソフトを使用できるよう、納税通知書の内容をワードで作成し、メールでお送りするようにしています。

**【主題1】印刷物のアクセシビリティの向上について**

**【要旨2】印刷物からの情報取得の場面における配慮について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨2、「印刷物からの情報取得の場面における配慮について」のご質問、「ごみの出し方、水災害ハザードマップなどの配慮の現状」についてお答えします。

ごみの出し方については、多言語版の「ごみの出し方冊子」の作成や、多言語版のごみステーションの看板設置など、水災害ハザードマップについては、多言語版の作成、納税通知書については、ユニバーサルデザインフォントの採用と、視覚障がいのある方への点字シール対応、はんだ市報については、ユニバーサルデザインフォントの採用と、視覚障がいのある方への音声による声の市報を作成しています。

**【主題1】印刷物のアクセシビリティの向上について**

**【要旨3】音声コードの導入について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨3、「音声コードの導入について」のご質問の1点目、「音声コードの活用による情報へのアクセシビリティの向上に関する見解」と、2点目、「音声コードの導入検討の開始に関する見解」については、関連がございますので一括してお答えいたします。

情報アクセシビリティとは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるようにすることであり、高齢者、視覚障がいのある方、日本語を理解できない外国籍市民などにとって、情報取得の場面における音声コードの活用は、情報アクセシビリティの向上に繋がるものと認識しています。

また、令和4年5月に公布・施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進することが定められており、今後も国の動向を注視しつつ、まずは音声コードを導入した自治体の事例収集、本市が導入する場合の課題の抽出、その他アクセシビリティ向上に向けた施策の有効性など、音声コードの導入について調査研究を進めてまいります。

以上で、坂井美穂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

◆ 7. 19 番議員 竹 内 功 治 （創造みらい半田） 【一問一答】

【主題 1】ICTを活用した教育環境ならびに教育の充実について

【要旨 1】ICTを活用した教育環境の充実について

＜答弁内容＞

竹内功治議員のご質問、主題 1「ICT を活用した教育環境ならびに教育の充実について」の要旨 1「ICT を活用した教育環境の充実について」のご質問の 1 点目「ICT を健全に活用できる児童生徒の育成推進の具体的取組」についてお答えします。

児童生徒には、一人一台タブレットを貸与するときに、基本的なマナーやルールを教えるほか、授業では、年齢に応じ、不適切な WEB ページ、SNS への書込みや写真投稿、著作権や肖像権に関することなど、ICT の諸問題や「情報モラル」の大切さを理解した上で、責任を持って積極活用することを目指す「デジタルシティズンシップ教育」を行っています。

次に、ご質問の 2 点目「インターネットなどを介して問題が起きた場合の対応」についてお答えします。

一人一台タブレットは、精度の高いフィルタリング機能により、ネットトラブル等の未然防止措置を図っていますが、仮に何らかの問題が発生したときには、速やかに学校ヘルプデスクが原因を特定し、解決に向けて必要な措置を講じます。なお、学校の管理外で、SNS 上の誹謗中傷などのトラブルが発生し、保護者などから相談があったときには、事案に応じて関係機関と連携・協力し、対応支援に努めます。

次に、ご質問の 3 点目「ICT の活用による心や発達の問題への早期アプローチの具体的取組」についてお答えします。

現在、モデル事業として、課題を抱える児童生徒を情緒面・学習面などから多角的に評価し、その評価データを基に個々の支援・指導プランを自動生成するシステムの活用・検証を行っているところです。そのほか、支援を要する児童生徒の行動記録等の AI 分析など、先端技術の活用

令和5年第4回半田市議会定例会  
＜一般質問答弁要旨＞

ついて幅広く調査研究を行っています。

次に、ご質問の4点目「保護者との面談や各種説明会、相談事業等のオンライン化の必要」についてお答えします。

保護者との面談や各種説明会のオンライン化については、各学校にWEB会議システムの利用環境を整備しており、感染症が再拡大したときなど、必要に応じて実施できる状態となっています。ただし、個人面談など対面に適した行事もあることから、各学校は行事ごとに適切な方法を選択して実施しています。なお、保護者からの相談受付については、WEBシステムやアプリの活用等を今後検証してまいります。

**【主題 1】ICTを活用した教育環境ならびに教育の充実について**

**【要旨 2】ICTを活用した教育の充実について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨 2「ICT を活用した教育の充実について」のご質問の 1 点目「全ての児童生徒が ICT の活用方法を理解して授業が受けられるためのサポート」についてお答えします。

児童生徒には、一人一台タブレットを貸与するときに基本的な操作方法について教え、また、授業で使用するアプリの使い方などは、その都度説明しています。多くのアプリが直感的に操作できるものですが、使用方法などで困っている児童生徒がいる場合には、教員や支援員がサポートしたり、子どもたち同士の教えあいを促したりすることで全ての子どもが理解できるよう努めています。

次に、ご質問の 2 点目「教職員に対する ICT 活用に係る指導力向上のための取組」についてお答えします。

教職員に対しては、情報機器やソフトウェアの操作方法、電子教材の活用や情報セキュリティ管理、デジタルシティズンシップ教育に関することなど、各種研修、説明会等を実施しているほか、ICT 支援委託業者による、授業への ICT 導入提案や指導援助等を通じて、一人ひとりの資質向上に努めています。

次に、ご質問の 3 点目「不登校や病気療養等で学校に通えない児童生徒に対するオンラインを活用した学習の実施」についてお答えします。

一部の学校においては、不登校等の児童生徒に対し、既に WEB 会議システムを利用した授業参加を実施しているほか、一人一台タブレットを介した学習課題の個別提供や、提出物の確認等も行っています。今後も、不登校等の児童生徒の状況に応じて、I C T の積極活用を進めてまいります。

次に、ご質問の 4 点目「学習力や学力の向上のための学習アプリや教材アプリの活用充実の

令和 5 年第 4 回半田市議会定例会  
＜一般質問答弁要旨＞

必要」についてお答えします。

一人一台タブレットには、数多くの学習アプリ、教材アプリがインストールされており、授業で使用するだけでなく、自習時間や家庭学習においても自由、手軽に利用できる状態となっています。また、アプリの種類も多様で、児童生徒の提出物を一覧表示しクラス中で共有できるツールや、学習発表資料を簡単に作成・編集できるものなどがあり、これらを組み合わせて多彩な授業運営等を行っています。

現在、これらアプリは、急速に機能拡充や進化を続けているため、今後は、児童生徒の習熟度に応じて問題が自動構成される AI 型ドリルの採用を検証するなど、調査研究を進め、より効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上で、竹内功治議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

◆ 8. 17番議員 鈴木幸彦（創造みらい半田）【一問一答】

【主題1】市職員は市政運営のための大きな原動力

【要旨1】職員の働き方について

＜答弁内容＞

鈴木幸彦議員のご質問、主題1「市職員は市政運営のための大きな原動力」の要旨1「職員の働き方」についての1点目「市役所における働き方改革の現状」について、お答えいたします。

働き方改革は、生産性の向上とともに、個々の実情に応じた多様な働き方を実現し、一人ひとりが、意欲・能力を存分に発揮でき、より良い将来の展望を持てるようにすることを目指しているもので、本市におきましても、これまでの働き方や仕事の進め方を見直すことで、業務の効率化や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところであります。

具体的には、まず、多様な働き方への対応として、「時差勤務」や「在宅勤務」を導入しております。このうち「在宅勤務」については、当初、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の目的で導入したのですが、制度として一定の定着が図られていたことから、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更された後も、働き方改革の一環として制度の継続を決定いたしました。

個々の職員の働き方については、職員と管理職の間で意思疎通が図られていることが重要ですが、そのためのコミュニケーションを円滑にするツールとして、仕事と私生活の両立の状況や希望する働き方等について記載する「仕事と私生活の両立支援シート」をすべての職員が活用することとしております。これにより、男性職員の育児休業取得の意向なども早い段階から職場として把握することができ、男性職員の育児参加の推進に寄与しているものと考えております。

次に、長時間労働への対策といたしまして、各職場の適切な人員配置に努めるとともに、デジタル化の進展に伴い、パソコン操作を自動化するRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）や手書きされた様式をパソコンで扱えるデータとして読み取るAI-OCRの活用など、事務作

令和 5 年第 4 回半田市議会定例会  
＜一般質問答弁要旨＞

業の効率化を図り、職場の実情に合わせた週 1 回の「ノー残業デー」や休暇取得の促進として年次有給休暇の取得目標を 12 日以上に設定して取り組んでおります。

一方で、長時間労働に該当する職員に対しては労働安全衛生法等を踏まえ、産業医による面談を実施し、その意見に基づき必要な措置を講じることとしております。

また、職員が能力を十分に発揮できる良好な職場環境の確保のため、ハラスメント対策として、研修や定期的なアンケートを実施しているほか、ハラスメント行為に関する相談を受け付ける仕組みを複数設け、相談があった場合は人事課が適宜対応しています。

こうした取組の成果は、職員の年次有給休暇の取得日数や男性職員の育児休業取得率にも表れてきており、令和 4 年度の実績として、職員 1 人あたりの年次有給休暇の平均取得日数は 12.18 日と目標を達成し、男性職員の育児休業取得率についても 43.2%と、男性職員の育児参加が確実に進んでいます。引き続き、働きやすい職場環境を整えつつ、職員が仕事にやりがいをもって、最大限の能力を発揮できるよう努めてまいります。

続いて、ご質問の 2 点目「市役所内で職員が効率よく働ける環境」についてお答えいたします。

まず、庁舎の室温管理について、夏場は 28 度、冬場は 19 度を保ち、空調を入れる時間帯については、概ね午前 8 時から閉庁時間までとし、市民が来庁され職員が対応する間は、適切な室温設定となるよう調整をしています。併せて、服装の調整により快適に働けるように、環境省が提唱するクールビズ・ウォームビズを導入しており、地球温暖化防止、電気代節約にも努めています。

続いて、ご質問の 3 点目「超過勤務が適正に処理されているか」について、お答えいたします。

時間外や休日の勤務命令などの決裁権限については、事務決裁規程により課長などの管理職に与えられており、各職場の労務管理は管理職の責任において適正に行われています。管理職に対しては、昇任したタイミングで管理職向けの労務管理研修を実施し、超過勤務を含めた

令和5年第4回半田市議会定例会  
＜一般質問答弁要旨＞

制度の再確認と適切な運用の周知徹底を図っております。

また、毎年、働きやすい職場づくりに向けた取組の実施について各部課長に通知しており、その中では、超過勤務の取扱いに関する基本的な事項に加え、やむなく週休日に勤務した場合の振替について、無理な振替勤務命令とならないよう、原則1か月に1日までとし、それを超える週休日の勤務命令は超過勤務として扱うことなどを示しております。

引き続き、適切な労務管理の徹底を図るなかで、超過勤務についても適正管理に努めてまいります。

**【主題 1】市職員は市政運営のための大きな原動力**

**【要旨 2】職員の中途離職を検証**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨 2「職員の中途離職を検証」についての 1 点目「直近 3 年間における中途退職者と病気休職者の数と主な理由」についてお答えいたします。

まず、事務職・技術職等の定年退職を除く退職者数については、令和 2 年度が 9 名、令和 3 年度と令和 4 年度がそれぞれ 11 名ずつの計 31 名となっております。

この 31 名の退職理由の主なものは、転職、家族の介護や結婚といった家庭の事情、仕事への適性、体調不良等です。

次に、病気休職者についてですが、令和 2 年度が 16 名で、うち内科・外科系疾患によるものが 6 名、精神疾患によるものが 10 名、令和 3 年度が 18 名で、うち内科・外科系疾患によるものが 7 名、精神疾患によるものが 11 名、令和 4 年度が 25 名で、うち内科・外科系疾患によるものが 5 名、精神疾患によるものが 20 名となっております。

続いて、ご質問の 2 点目、「職場内において、特に若手職員からの相談や不満の声を聞く仕組みとその対応」についてですが、本市の人事評価制度では、年 3 回の面接が定められており、若手職員においても上司にあたる監督職と管理職の 3 者でしっかりと時間を確保し、落ち着いて話をすることができる貴重な機会になっているものと考えております。人事評価制度そのものは、職員の能力開発、人材育成が目的のため、面接においては業績目標の設定や進捗確認等が 1 つの大きな役割になりますが、すべての職員に対して面接時に「仕事と私生活の両立支援シート」を使用するよう通知しており、プライベートなことを含め、相談するきっかけの場としても活用しているところであります。

若い職員からの相談や声があれば、まずは寄り添って話を聴き、必要に応じて対応する組織風

令和5年第4回半田市議会定例会  
＜一般質問答弁要旨＞

土が形成されているものと認識しておりますが、職場では話せない悩みや相談があれば、人事課においてもメールや庁内に設置したポストへの投函など、複数の受付方法を設けているところです。

続いて、ご質問の3点目、「若手職員の育成を目的とした上司・先輩職員の能力育成」についてお答えします。

本市では職員の育成にあたって、職員は実務を通じて成長していくものであるとの考え方のもと、職場内研修、いわゆるOJTを中心としており、特に新規採用職員に対しては、効果的なOJTが実施できるよう上司にあたるOJT指導者に加え、対象となる職員に比較的年齢の近い先輩職員を置き、手厚い指導や支援ができる体制を取っております。OJT指導者と先輩職員には、毎年、OJT指導研修を実施しており、部下や後輩への指導・支援方法を学ぶことで、新規採用職員の指導がスムーズに行われるようにするだけでなく、指導する側であるOJT指導者と先輩職員の人材育成能力の向上も図っているところであります。OJTの状況は人事課でも把握しており、入庁後半年間は、月に1回人事課職員と新規採用職員との面談の場を設け、職場定着に向けたフォローを行っています。

このような仕組みがうまく機能するには、管理監督職のマネジメント力・部下育成力の習得・向上が必須であることから、業務に必要な専門的な研修以外にも管理監督職を対象とした階層別の研修を実施し、最新情報を外部講師から学び、職位に応じたマネジメント力の向上を図っています。

今後も、必要な研修を適切な時期に実施することで、職員一人ひとりの能力向上とキャリアアップの支援を行うとともに、その能力を最大限に発揮できる風通しのよい職場づくりに努めてまいります。

以上で、鈴木幸彦議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

◆ 9. 18番議員 榊原瑞輝（創造みらい半田）【一問一答】

【主題1】介護に関する家族が抱える諸問題とその支援について

【要旨1】入所待機者について

＜答弁内容＞

榊原瑞輝議員のご質問、主題1「介護に関する家族が抱える諸問題とその支援について」の要旨1「入所待機者について」のご質問、「本市における要介護認定者のうち、施設入所待ちの人数」についてお答えいたします。

本市における特別養護老人ホームの入所待機者は、令和4年8月時点での調査によると、要介護3以上の方で56人、要介護1,2の方で10人、合計66の方が入所待ちの状況となっています。

**【主題 1】介護に関する家族が抱える諸問題とその支援について**

**【要旨 2】独居高齢者を含む高齢者のみの世帯の介護について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨 2「独居高齢者を含む高齢者のみの世帯の介護について」のご質問、「本市における高齢者のみ世帯の数、及び介護を必要としている世帯の現状と、それに対する市の対応」についてお答えいたします。

本市における高齢者のみで構成される世帯数は、令和 5 年 5 月時点で、13,116 世帯であり、これは総世帯数の 24.8%に相当し、うち独り暮らし世帯数は、7,686 世帯となっています。

介護が必要となった場合には、申請により要介護認定を受けていただき、ケアマネジャーが本人の状態を把握したうえでケアプランを作成し、介護保険サービスを利用していただいております。

要介護認定を受けていない方については、身近な相談窓口となっている地区の民生委員からの情報提供や包括支援センターとの連携により、支援が必要と思われる世帯へ職員が訪問して相談を受けることにより現状を把握し、必要なサービスに繋げているところです。

また、介護保険サービス以外として、訪問による理髪事業や寝具乾燥クリーニングサービスの他、認知症により行方不明となった場合の搜索機器を貸与するなど、高齢者福祉サービスを提供することで、介護する家族の負担軽減を図っております。

**【主題 1】介護に関する家族が抱える諸問題とその支援について**

**【要旨 3】介護離職について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨 3「介護離職について」のご質問、「本市における介護離職をする方の把握と介護離職を防止する施策」についてお答えします。

まず、介護離職の状況については、令和 4 年度に実施したアンケート「在宅介護実態調査」によると、在宅で要介護等認定を受けた方がいる 592 世帯のうち、介護のために離職したと回答した方は全体の 3.7%でした。この調査は 3 年毎に行っており、前回実施した調査と比較すると 0.3 ポイント減少しています。

次に、介護離職を防止する施策については、地元企業へ出向き「介護離職防止セミナー」を市職員による講義形式で実施したり、仕事と介護の両立のポイントを紹介したチラシを配布したりしています。いずれも、介護する側の方に対し、介護保険や高齢者福祉サービス等の制度を知ってもらい、適切にサービスを利用することで介護負担を軽減できるため、家族のみで介護を抱え込まないよう訴えかけています。

今後も、介護する側の家族の負担が軽減できるよう、制度・サービスの周知に努めてまいります。

**【主題 1】介護に関する家族が抱える諸問題とその支援について**

**【要旨 4】第 9 期介護保険事業計画における家族の支援について**

**＜答弁内容＞**

続きまして、要旨 4「第 9 期介護保険事業計画における家族の支援について」のご質問、「介護する家族の抱える現状課題に対して、第 9 期事業計画で取り組みたいと考えている事業・サービス」についてお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、家族の介護負担は、介護の長期化や老老介護によって過大なものとなることがあります。そうした介護者の負担を軽減するためには、介護離職防止セミナーでも触れていますが、家族だけで介護しようとせず、必要となる介護保険サービスを利用してもらうことが重要となります。

現行の第 8 期介護保険事業計画では、住み慣れたまちで生活を続けられるような体制を整えるため、市内の方のみが利用できる地域密着型サービスの事業所として、認知症グループホームや小規模多機能型サービスの施設整備を行いました。しかしながら、夜間対応型訪問介護など「日中に限らず利用できる訪問型サービス」については、専門職であるホームヘルパーが不足する中、未だ整備できていない状況です。

そのため、本年度中に策定する第 9 期事業計画においては、介護人材不足に関する問題と合わせて、家族の介護負担が軽減できるような訪問型サービスの充実に向けた取り組みを行いたいと考えています。

以上で、榊原瑞輝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。